

# 青森県報

第三千二百九十八号

平成二十二年  
十月六日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 一
  - 生活保護法による医療機関の指定…………… (同) …… 一
  - 生活保護法による施術者の指定…………… (同) …… 一
  - 生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 二
  - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出…………… (同) …… 二
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) …… 二
  - 右 同…………… (同) …… 二
  - 建設業者の許可の取消し…………… (東青地局) …… 三
  - 右 同…………… (上北地局) …… 三
  - 出先機関…………… (西北地局) …… 三
  - 道路の位置の指定…………… (同) …… 三

## 告

## 示

### 青森県告示第六百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
スマイル薬局 スマイル薬局五所川原 二号店	五所川原市字一ツ谷五一六の一三 五所川原市字一ツ谷五〇七の六	平成三・六三〇 "

### 青森県告示第六百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
ハッピー調剤薬局青葉店	八戸市青葉三丁目三二の二七	平成三・九一
ひかり内科クリニック	八戸市青葉三丁目三二の一五	三・九三
つきだて歯科診療室	三沢市美野原二丁目二二の一	三・九〇
みんゆう薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町一一の二	三・九一
スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	三・七一
スマイル薬局五所川原二号店	五所川原市字一ツ谷五〇七の六	"

青森県告示第六百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	池田 潤一	住所	弘前市大字早稲田二丁目八の六	施術所の名称	いけだ整骨院	施術所の所在地	弘前市大字早稲田二丁目八の六	指定年月日	平成三・八一
----	-------	----	----------------	--------	--------	---------	----------------	-------	--------

青森県告示第六百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施設所の名称	施設所の所在地	変更年月日
変更前	大久保 明悦	八戸市青葉一丁目三の七	青葉町接骨院	八戸市青葉一丁目三の七	平成三・九一
変更後			青葉第二接骨院	八戸市白銀三丁目六の一〇	

青森県告示第六百六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条

の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	八戸西健診プラザ	八戸市大字長苗代字中坪七四の一	平成三・七一
変更後	メディカルコート八戸西病院 付属八戸西健診プラザ		

### 公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十二年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字三本木字野崎一の一、一七、一〇八、一〇三六から一〇三八まで、一〇五二及び一〇五三	福岡県八女市豊福二四一の二株式会社 ヤマシヨウフーズ

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十二年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
一 十和田市大字三本木字西小稲一九五の	二 十和田市大字相坂字高清水七八の二三 社会福祉法人 八甲田会

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ジャム建築設計事務所
- 二 氏名 船水 博俊
- 三 主たる営業所の所在地 青森市長島二丁目七の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一〇〇三三二号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十二年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 共栄車輛有限公司
- 二 代表者の氏名 鳥谷部 芳見
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字大沢田字池ノ平一の二九三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第五〇〇二二三号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十二年九月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

西北地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月六日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
一 五所川原市字幾世森四一の	六一・〇四メートル	六・〇〇メートル	平成 三・九・一六
五所川原市字幾世森七七の	七・五二メートル	六・一一メートル	"

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭